

分任支出負担行為担当官
岩国航空基地隊
経理隊長 濱田 章雄
(公 印 省 略)

公 告 (再度公告)

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得 (海幕経第143号。令和8年3月27日経理執務要領別紙) を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入札方式 一般競争入札
- 2 入札日時 令和8年6月9日 (火) 13時30分
- 3 入札場所 岩国航空基地隊 経理隊入札室
- 4 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 役務の提供等 の A、B、C又はD 等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - (7) 山口県の産業廃棄物収集運搬業許可証、処分地における産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証を有する者であること。
 - (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号)に基づき、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。
- 5 入札方法
 - (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額 (総価) の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
 - (2) 入札書に記載された金額の100分の110 (軽減税率対象品目については100分の108) に相当する額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、該当端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合は端数処理を行わず入札書に記載された金額 (単価) の100分の110 (軽減税率対象品目については100分の108) に相当する金額をもって申し込みがあったものとする。
- 6 保証金
 - (1) 入札保証金及び契約保証金 : 免除
 - (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- 7 入札の無効
4の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成
遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。
- 9 提出書類
4(7)に示す許可証の写し及び4(8)に示す適合証明書並びにその証明を確認できる資料を令和8年6月5日(金)16時45分までに岩国航空基地経理隊契約班へ提出すること。
- 10 適用する契約条項
役務請負契約一般条項
- 11 入札に関する事項

契約管理番号	件名	規格	履行場所	履行期限	摘要
08-1-2381-1420-0001-00	危険物施設法定点検 (内部点検) /岩国航空基地燃料タンク地区 (No. 6タンク)	仕様書のとおり	岩国航空基地	R8.12.25	

- (1) 説明会 無
- (2) 入札説明書交付

応札意思のある者は令和8年6月8日(月)12時00分までに電話等で連絡し、資格審査結果通知の写を提出の上、岩国航空基地経理隊契約班において入札説明書等を受領すること。(FAX対応可。)

12 その他

- (1) 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、封筒表面に契約管理番号及び件名を朱書きの上、さらに封筒に封入し、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
- (2) 郵送による入札書の受領期限は、入札日前日（令和8年6月8日）の16時45分までとする。
- (3) 契約手続等は、「海上自衛隊契約規則」及び「入札及び契約心得」による。
- (4) 当基地は米軍管理のため、入門証のない者は、契約担当者へ事前に調整のこと。
- (5) 入札に関する問い合わせ： 〒740-8555

山口県岩国市三角町2丁目

海上自衛隊 岩国航空基地隊 経理隊 契約班

担当者： 山崎 TEL 0827-22-3181(内線6446又は6447)

FAX 0827-21-2006(直通)

各 位

(契約担当官等)
分任支出負担行為担当官
岩国航空基地隊
経理隊長 濱田 章雄
(公印省略)

環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の
提示について(依頼)

標記について、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づく入札参加条件等について、以下のとおり提示しますので、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に記入の上、岩国航空基地隊経理隊契約班に提出をお願いします。

次の配点表の要素に示す①から③に示す得点の合計が63点以上であること。

評価項目	評価基準	配点
① 事業者共通の取組		
1 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25
② 優良認定への適合状況		
1 優良適正(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けてないこと	10
2 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
3 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
5 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
(小計)		50
③ 収集運搬業固有の取組		
1環境に配慮した運転・管理	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
ア. エネルギー使用実態の把握等		
イ. エコドライブの推進措置	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
ウ. 点検・整備の自主管理基準		
エ. 輸送効率向上のための措置		
2 低燃費車の導入割合 (平成27年度燃費基準達成車)	20%以上 50%未満	5
	50%以上	10
3 低排出ガス車の導入割合 (平成17年規制以降の適合車)	20%以上 50%未満	5
	50%以上	10
(小計)		30
合 計		105

注1:優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は「②優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。)は個別に評価すること。

注2:優良適正(遵法性)について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。)については、-5点とする。

注3:財務体制の健全性について、直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価し、当該期間において税・保険料については滞納していないことを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。

添付書類: 1 適合証明書
2 評価基準の細部

[評価基準の細部]

評価項目	評価基準の細部
① 事業者共通の取組	
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表をしていることを評価。 環境／CSR報告書とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号。環境配慮促進法)第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定(総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。)を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組(温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。)等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的(年間1回以上)に各種研修・教育を実施(実施結果を記録に残すことが必要。)していることを評価。
② 優良認定への適合状況	
1 優良適正(遵法性)	従前の産業廃棄物処理業の有効期限(優良確認の場合は申請日前5年間)において特定不利益処分を受けていないこと。
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していること。
5 財務体制の健全性	(1)直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 (2)直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること。 (3)産業廃棄物処理業等の実施に関する税・社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。 (4)最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。
③ 収集運搬業固有の取組	
1 環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア: エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ: エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ウ: エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 エ: 輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 アについては使用実態、取組効果の数値が、イ～エについては実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ア～エのうち3項目以上実施していることを評価。 ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証していることを評価。
2 低燃費飛車の導入割合 (平成27年度燃費基準達成車)	保有する車両のうち、平成27年度燃費基準達成車の導入割合を「20% 以上 50%未満」及び「50% 以上」の段階で評価
3 低排出ガス車の導入割合 (平成17年規制以降の適合車)	保有する車両のうち、平成17年規制以降の適合車の導入割合を「20% 以上 50%未満」及び「50% 以上」の段階で評価

適合証明書

令和 年 月 日

(契約担当官)

海上自衛隊
岩国航空基地隊経理隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

評価項目	点数
① 事業者共通の取組	
1 環境／CSR報告書	
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	
3 全従業員への研修・教育	
(小計)	
② 優良認定への適合状況	
1 優良適正(遵法性)	
2 事業の透明性	
3 環境配慮の取組	
4 電子マニフェスト	
5 財務体質の健全性	
(小計)	
③ 収集運搬業固有の取組	
1 環境に配慮した運転・管理	
2 低燃費車の導入割合	
3 低排出ガス車の導入割合	
(小計)	
① ② ③の合計点数	

注1:「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配布表により値を記入する。

注2: 上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、添付を省略できる。

各 位

(契約担当官等)
分任支出負担行為担当官
岩国航空基地隊
経理隊長 濱田 章雄
(公印省略)

環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の
提示について(依頼)

標記について、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づく入札参加条件等について、以下のとおり提示しますので、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に記入の上、岩国航空基地隊経理隊契約班に提出をお願いします。

次の配点表の要素に示す①から③に示す得点の合計が57点以上であること。

評価項目	評価基準	配点
① 事業者共通の取組		
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25
② 優良認定への適合状況		
1 優良適正(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けてないこと	10
2 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
3 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
5 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
(小計)		50
③ 中間処理業固有の取組		
1 低公害型建設機械の導入割合 (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20%以上 50%未満	5
	50%以上	10
2 熱回収の実施	処理に当たって熱回収を実施	10
(小計)		20
合計		95

注1:優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は「②優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む)は個別に評価すること。

注2:優良適正(遵法性)について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。)については、-5点とする。

注3:財務体制の健全性について、直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額当について評価し、当該期間において税・保険料については滞納していないことを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。

添付書類: 1 適合証明書
2 評価基準の細部

[評価基準の細部]

評価項目	評価基準の細部
① 事業者共通の取組	
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表をしていることを評価。環境／CSR報告書とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号。環境配慮促進法)第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定(総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。)を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組(温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。)等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的(年間1回以上)に各種研修・教育を実施(実施結果を記録に残すことが必要。)していることを評価。
② 優良認定への適合状況	
1 優良適正(遵法性)	従前の産業廃棄物処理業の有効期限(優良確認の場合は申請日前5年間)において特定不利益処分を受けていないこと。
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していること。
5 財務体制の健全性	(1)直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 (2)直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること。 (3)産業廃棄物処理業等の実施に関する税・社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。 (4)最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。
③ 中間処理業者固有の取組	
1 低公害型建設機械の導入	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規定等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。
2 熱回収の実施	調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の3の3に定める熱回収施設者の認定を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第5条の5の6第2号または第3号に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第3号設備を有する場合にあつては、「廃棄物熱回収施設設備者認定マニュアル(平成23年2月)(環境省廃棄物リサイクル対策部)」において示された用途を対象とする。

適合証明書

令和 年 月 日

(契約担当官)
海上自衛隊
岩国航空基地隊経理隊長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

以下のとおり相違ないことを証明します。

評価項目	点数
① 事業者共通の取組	
1 環境／CSR報告書	
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	
3 全従業員への研修・教育	
(小計)	
② 優良認定への適合状況	
1 優良適正(遵法性)	
2 事業の透明性	
3 環境配慮の取組	
4 電子マニフェスト	
5 財務体質の健全性	
(小計)	
③ 中間処理業者固有の取組	
1 低公害型建設機械の導入割合(排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	
2 熱回収の実施	
(小計)	
① ② ③の合計点数	

注1:「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配布表により値を記入する。

注2:上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、添付を省略できる。

☆市場参考価格調査依頼

今回の入札に関する市場参考価格調査を行っております。この調査は本件入札に参加される各社においての市場一般価格の調査です。お忙しい中大変恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

件名 危険物施設法定点検（内部点検）/岩国航空基地燃料タンク地区（No. 6タンク）

調達要求番号 08-1-2381-1420-0001-00

内 容	単 位	数 量
仕様書のとおり	式	1

下見積提出期限 : 令和8年6月8日

回答方法 : 当隊FAXへ送信（0827-21-2006）
（※様式適宜）

※仕様の間合せについて 燃料班 近藤3曹 内線： 6477 までお願いします。

入札説明事項

件名：危険物施設法定点検（内部点検）/岩国航空基地燃料タンク地区（No. 6タンク）
番号：08-1-2381-1420-0001-00

入札に参加される皆様へお願い

1 基地立ち入り申請について

当基地は米軍管理であり、新型コロナウイルスの情勢により入門に関する手続きが従来より厳格になっています。契約履行に伴う立入手続きについて、あらかじめ要求元に確認のうえ、入札に参加いただきますようお願いいたします。

2 入門等について

当基地は米軍管理のため、入門に際し、制限が設けられておりますので次のことに注意してください。

(1) 入門証をお持ちでない方は、契約担当者による入門手続き（エスコート（引率））が必要となります。

なお、エスコート（引率）の手続きには事前のエスコート申請が必要であり、米軍による1週間程度の審査期間が必要となりますので、入札に直接参加される方は、必ず2週間前までに契約担当者までご連絡のうえ、エスコート申請をしてください。

(2) エスコート申請後、入札当日に入門される方は、以下の書類が必要となります。

- ・ 本籍の記載された公文書（運転免許証、住民票等）の原本
- ・ 自動車での通門は、本籍の記載された公文書に加えて、車検証の原本、自賠責及び任意保険の両方の保険証書の原本

(3) 基地内の出入門については、必ず業者門（コントラクターゲート）を通行して下さい。

(4) その他

- ・ 集合場所及び集合時刻については、別途ご連絡致します。
- ・ 入札について、事前に辞退される場合も担当までご連絡下さい。

3 郵送入札について

入札書は郵送することも可能です。次の要領で郵送して下さい。

(1) 郵送入札の場合は、1回目の金額の記入された入札書と2回目の「辞退」入札書をそれぞれ個別の小封筒に入れ、それぞれの小封筒に①調達要求番号、②件名、③応札社名及び④第1回目又は第2回目を記入し、これら2通の小封筒を大封筒に入れて郵送して下さい。

(2) 郵送は、入札開始時間までに到着するように余裕をもって郵送して下さい。

(3) 郵送は郵便を使用し、運送会社のメール便は使用しないで下さい（一部の運送会社の配達員は入門証を持っていないため配達ができないことによります）。

(4) 錯誤を防ぐため、複数の入札に参加する場合には、必ず個別に郵送して下さい。

小封筒の記入例

調達要求番号	「（入札公告に記載の調達要求番号）」
件名	「（入札公告に記載の件名）」
社名	株式会社 ××××

第1回目

第2回目